

推進にあたって

連携のための体制作り

- 文化の振興による教育、福祉、まちづくり、観光、産業等様々な分野への波及効果の活用のため、市民活動推進課、生涯学習スポーツ課、文化事業団が中心となり、庁内全体で一体的に取り組めます。
- 方針の中間期の評価に向けて、庁内外での基本方針の共有・浸透や庁内で実施している文化的な要素を持った事業の情報収集・蓄積などを行うワーキングチームを設置し、様々な分野と連携していくための体制を構築していきます。
- 多様な関係者によって作り上げられてきた市の文化振興を推進していくために、地域で活動している様々な人や団体の情報を集めることから、つながりを深めていきます。

文化事業団の機能の拡充

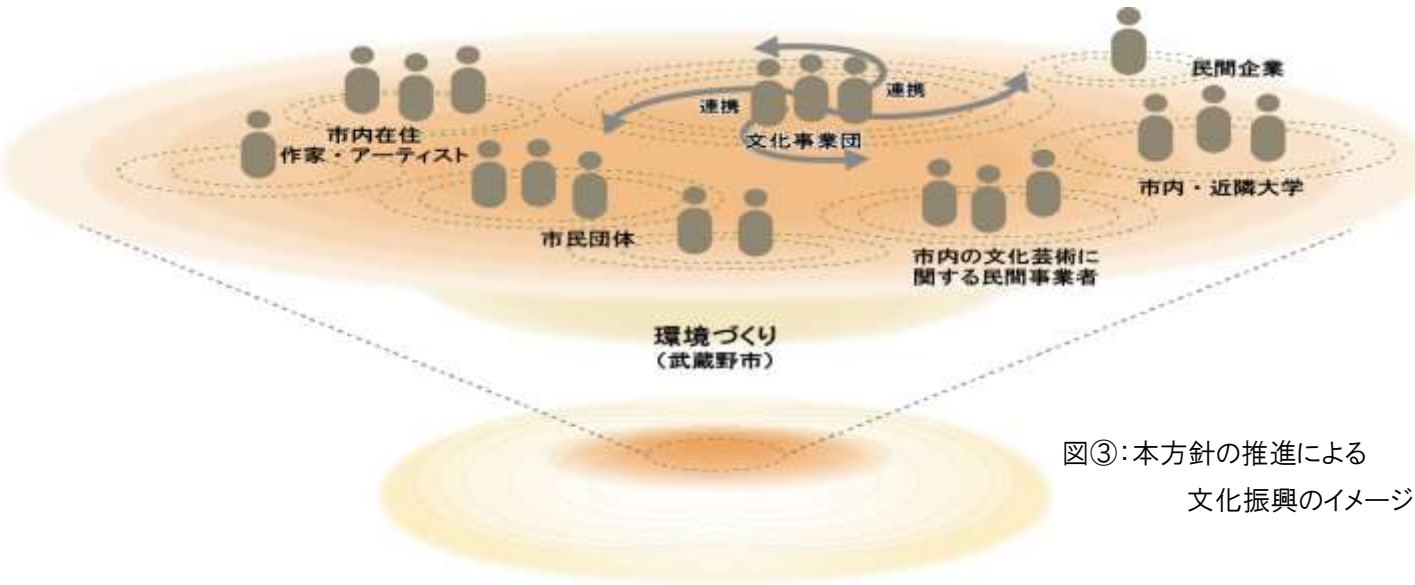
- 本方針を推進していくにあたり、従来の公演事業の実施に加えて、市民に対する事業の実施や文化施設としての新たな役割を担う事業の検討・実施など、団体としての機能を拡充していきます。
- 第五期長期計画・調整計画に示されている、生涯学習事業団との統合を含め、期待される役割を担っていける体制づくりを行っています。

これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開

- 本方針で示された公立文化施設に必要な要素については、類型別施設整備計画において、各施設に組み込んでいきます。
- 本方針を受けて、施設ごとの設置経緯、現状、課題の分析、そこで行われている事業のレビューなどを行った上で、市全域や駅勢圏といった三層構造の考え方に基づいた施設の目指すべき将来像を定めます。

推進の進捗管理について

- ワーキングを発足し、5つの方針を評価の基軸とする評価手法について研究・検討し、東京2020大会に向け様々な文化プログラムが進められていますが、こうした事業も含めて、評価の試行を行います。
- 方針の中間年に向けて評価委員会を設置し、計画前期の市が関与する文化事業から抽出した事業が5つの方針を推進しているかどうかを評価します。
- その評価を基に、後半期の方針推進についてより効果的な事業や体制を検討するとともに、方針の改訂につなげていきます。
- 本市の文化振興のあり方について、市民の皆さんと一緒に考える機会を作り続けていきます。



図③: 本方針の推進による文化振興のイメージ

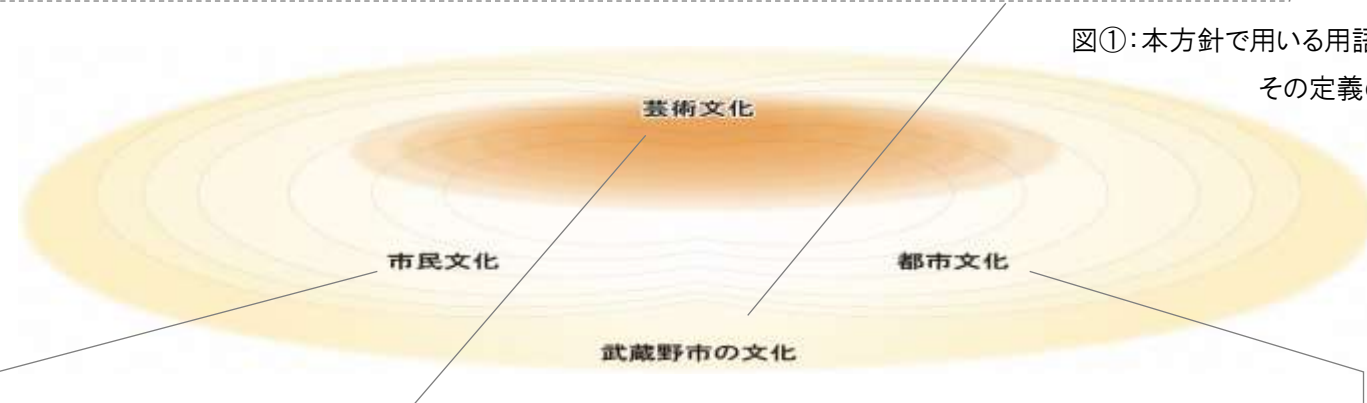
中間のまとめに関する意見募集(パブリックコメント)について

募集期間	平成 30 年7月1日(日曜日) から 7月 16 日(月曜日、祝日)まで (必着)
資料の配布・閲覧	● 配付…市役所市民活動推進課、各市政センター、中央・吉祥寺図書館、武蔵野プレイス、公会堂、吉祥寺美術館、吉祥寺シアター、芸能劇場、かたらいの道市民スペース、市民文化会館、スイングホール ● 閲覧のみ…各コミュニティセンター ● 市ホームページ(お知らせのページ)でも掲載をしています。
提出方法	A4 文書の形で氏名・住所を明記の上、郵送・ファクシミリ・メールもしくは直接持参(電話不可)にてご提出ください。いただいたご意見は、原則公開(匿名)いたします。
提出先	武蔵野市 市民部市民活動推進課 コミュニティ推進係 住所 〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 電話 0422-60-1830、1831 ファクス 0422-51-2000 Eメール sec-katsudou@city.musashino.lg.jp

方針策定の趣旨

目的	市民や民間事業者等が形成してきた市民文化・都市文化が武蔵野市の魅力を形成してきたことを踏まえ、芸術文化の振興により、市民文化・都市文化を醸成し、まちとしての魅力を高めていくために、今後の市における文化振興の方向性について示すことを目的として、本方針を策定します。
位置づけ	第五期長期計画・調整計画に基づき、市の文化振興の方向性を示し、今まで各個別計画では網羅できていなかった芸術文化の分野に焦点をあて、今後の方向性を示していきます。他分野と連携した文化施策の持続的な実施を進め、市としての一体的な文化振興の方向性を示していきます。
期間	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れつつ、武蔵野市の文化、これからのまちの魅力を長期的な展望として構想しながら、その実現に向けて今後 10 年程度で取り組むべき中期的な方向性を示します。

本方針では、武蔵野プレイスや市民文化会館等の市が整備してきた場のみならず、市民生活の中で育まれた文化の多様さを、本市における文化として捉え、くらしのうまいやまちに活力を与えるものと捉えます。



図①: 本方針で用いる用語の説明とその定義のイメージ

『人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり』、『音楽、演劇、舞踊、映画、アニメーション、マンガ等』(文化庁ホームページより)

『音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果』(武蔵野市第五期長期計画より)

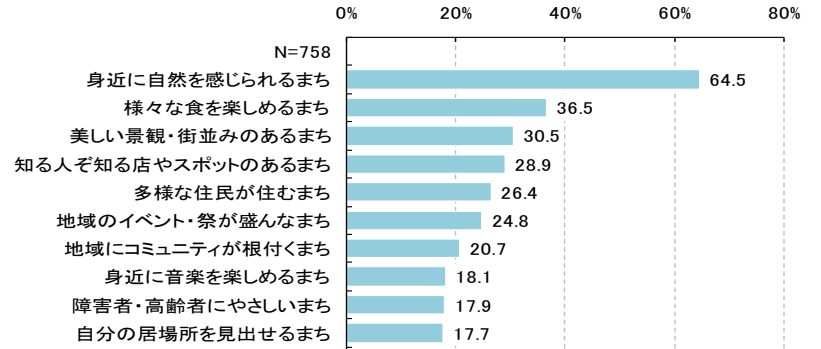
『商業地の形成、緑を大切にする意識の継承、文化施設の整備、質の高い芸術文化創造・発信、市内及び隣接する5つの大学の存在、想像的なクリエイターや研究者の居住・集積、それらを支える事業者の展開など、』様々な要素により形成されてきたもの(武蔵野市第五期長期計画・調整計画より)

武蔵野市の年表が入ります

文化施策を取り巻く動向	関連する法律等
	「文化芸術基本法」の改定（平成 29 年6月） 法の基本理念を改め、社会的・経済的弱者に対しての文化芸術の鑑賞環境の整備や、文化芸術に関する教育の重要性、観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野との有機的連携などが掲げられました。 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年6月） - 文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点 - 全ての国民が心豊かな生活を実現する場 - 社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤 - 地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与

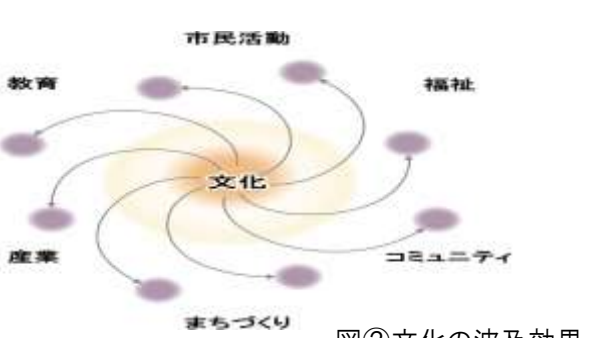
市の文化をめぐる現状と課題	武蔵野市の現状
	◆利便性が高く、緑豊かなまち ◆特色のある3駅圏 ◆充実した文化関連施設 ◆市民活動を基軸とした文化 ◆民間事業者による文化 ◆文化行政において関連団体が果たしてきた役割
	武蔵野市の課題
	①文化事業団の芸術文化事業についての評価と課題 近年、施設に求められる役割は、大きく変わってきており、鑑賞を中心とした事業展開に加え、市民誰もがまちなかなどで気軽に芸術文化に触れられる様々な事業を検討していく必要があります。 ②まちの魅力の維持・向上 交通の至便性、自然環境、食を含めた商業地としての魅力、文化的多様性などの理由から多くの人々を惹きつけています。現在の魅力あるまちとしてのイメージを将来的にも維持し、その魅力を高めていくための芸術文化の活用の方角性を検討していく必要があります。 ③施設の老朽化と新たな機能の必要性 本市の文化施設は、開館から長い年月が経過しており、多くの施設が老朽化の問題を抱えているとともに、利用者や社会のニーズも変化に必ずしも対応できていません。今後のまちづくりのためにも、公立文化施設に求められる機能を整理しておく必要があります。

武蔵野市のまちのイメージ（平成 28 年度文化に関するアンケート調査より）



目 標
文化を振興することによって目指すまちのあり方 いつでも どこでも 文化にふれられ 市民が 心豊かにくらせるまち

基本的な考え方
◆芸術文化に等しくふれられる機会と環境 芸術文化は、スポーツや知的学習活動等と同様に、個人で楽しんだり、新たな取り組みへの意欲を高めたり、生活に取り入れることで心を豊かにしてくれる選択肢の一つです。文化はその活動を通じて、感動や共感も含め、人や社会とのつながりを実感することができます。本方針では、芸術文化を、他の様々な活動と同様に、分け隔てなく広く市民に開いていくことを考えます。 ◆文化の波及効果 既存の施策や施設に文化的な要素や視点を取り入れることで、施策や施設に対する見方が変わって、新しい可能性を生んだり、常とは異なる人同士のつながりが生まれることが期待されます。本方針では、文化的な要素や視点を他の様々な分野においても取り入れることによって、既存の手法や対象を広げたり、新しいことを発見していくことを考えます。（図②） ◆文化施設に求められる要素や機能 公共施設等総合管理計画において示された『施設用途上求められる立地による利便性や利用状況等も勘案の上で、劇場・ホール・文化・集会機能の三層構造上のあり方や役割分担を検討する。』という考え方を踏まえ、これからの公立文化施設に求められる要素や機能について考えます。



図②文化の波及効果

5つの方針と取り組むべき文化振興の方角性	方針1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります	○文化芸術基本法では、基本理念において「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備」が求められています。 ○本方針においても、同様の考えの下、様々なハードルがあり、一人ではアクセスが困難な子どもや高齢者、障害者に加え、経済的な状況にかかわらず、芸術文化を享受できる機会を増やします。 ○特に子どもたちには、アウトリーチ事業などを通じて、芸術文化を享受できる機会をつくります。
	方針2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります	○文化を取り巻く社会の変化や要請により、文化事業団が従来行ってきた鑑賞中心の事業だけでなく、市民自らが体験・創造する機会の提供への進化も求められています。 ○100 年ライフと言われている現代社会を生きていく子どもたちにとって、大きな変化に対応していける能力を養っていくことが必要です。子どもたちが自由な創造性を自ら育てていけるような、様々な環境をつくります。 ○特に文化施設については、劇場法においても求められる役割が変化するとともに、その期待も大きくなっています。本市においても、既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直し、市民が自発的に、かつ自由に体験・活動できる環境をつくります。
	方針3 武蔵野市の魅力を考える機会を提供します	○武蔵野市の魅力は、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積である市民文化、質の異なるものが共存する都市文化であり、多くの人々を惹きつけてきました。 ○芸術文化については、市民文化と都市文化の双方のなかで育まれてきたほか、芸術文化協会の活動に加え、行政においては文化事業団が質の高い芸術文化に接する機会を提供してきました。 ○このように武蔵野市には、多様な主体によってつくり上げられてきた様々な魅力があります。その魅力がこれからも人を惹きつけ続けるためには、武蔵野市民が魅力を知り、考えることが大切です。そこで、市が持っている魅力について、市民や行政が語り合い、考える、継続的な機会の持ち方を検討し、提供します。
	方針4 地域の文化資源を活用し、それを活かすまちにします	○多くの人々を惹きつけてきた武蔵野市のまちの大きな魅力は、多様なものを受け入れる市民の寛容な感性がつくりあげてきたとも言えます。これまで市は、まちのブランドイメージに安んじてきた感が否めません。 ○今後は、そういったまちの魅力を地域の文化資源としてとらえ、文化資源とつながることで、まちにある芸術文化を様々なチャンネルやネットワークを使い、その魅力を発信し、まちの活性化につなげていくことが求められます。 ○市内では数多くの方が芸術文化の分野で活動されており、それらの方の活動と連携を進める中で、市内の芸術文化活動の記録を残していく方法を検討していきます。
	方針5 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の連携の在り方について検討します	○これまで多様な主体が武蔵野市の魅力の要素を担ってきたことを踏まえると、これからも市の魅力を維持し高めていくためには、今後も、その様々な主体が、連携し、ネットワーク化を図ることが必要です。また、文化が他分野とコラボすることで、既存のまちの魅力に新たな価値が付与される可能性があります。 ○それには、様々な主体をつなぐ機能となる文化的ハブの見える化を検討するとともに、横断的・自律的・持続的な連携の体制を考えていきます。 ○その検討のなかで、文化事業団についても、市民や民間事業者と連携した事業の実施形態なども検討していきます。

【これまでの取り組み例】